

契 約 の 内 容

契約の方式	政府調達協定（一般競争）
契約年月日	2024年5月14日
契約業者名	東芝インフラシステムズ(株)
契約業者の住所	神奈川県川崎市幸区堀川町7番地34
工事の名称	第2PTB受変電設備更新工事（非常用発電機）設計・施工
工事場所	成田国際空港内
工事種別	電気設備工事
工事概要	本工事は、第2旅客ターミナルビルに設置されている自家用発電機設備の更新を実施するものである。 非常用発電機更新・撤去
工期（自）	2024年5月15日
工期（至）	2027年1月31日
契約金額	2,970,000,000円(税込み)
制限価格	3,045,446,489円(税込み)

<p>右に記載する事項 (○で囲む)</p> <p>1. 一般競争の参加資格</p> <p>2. 随意契約の相手方とした理由</p> <p>3. 総合評価方式における評点</p> <p>4. その他</p>	<p>(1) 次の①から③のいずれかに該当しないこと。</p> <p>① 契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではありません。)及び破産者で復権を得ない者。</p> <p>② 競争参加資格(以下「参加資格」という。)の確認日から起算して、過去2年以内に当社との契約において、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当したと認められる者及びこれらの者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者。</p> <p>(ア) 契約の履行に当たり、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者。</p> <p>(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者。</p> <p>(ウ) 契約の相手方として決定した者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げた者。</p> <p>(エ) 監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨げた者。</p> <p>(オ) 正当な理由がなく契約の一部又は全部を履行しなかった者。</p> <p>(カ) 性能、機能、技術等に関する提案をし、会社が受諾したにも関わらず、正当な理由がなくそれを履行しなかった者。</p> <p>(キ) 契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、第三者又は関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた者。</p> <p>(ク) 契約の履行に当たり、建設業法その他法律に違反し、又は不正若しくは不誠実な行為をする等契約の相手方として不適当であると認められる者。</p> <p>(ケ) (ア)から(カ)までのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。</p> <p>③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、5(4)に掲げる業種について再登録された者はこの限りではありません。</p> <p>(3) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、当社の定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領(以下「取引停止措置要領」という。)」に基づく取引停止の措置又は「調達事務細則」等関連諸規程による競争参加の制限を受けていないこと。</p> <p>(4) 当社における2022～2024年度契約参加資格の「受変電設備工事」または「電気設備工事」に登録されていること。且つ、直近の有効な「総合評定値通知書」の総合評定値(P)が条件に合致していること。なお、申請書類の提出期限の日において、当該資格に登録済みでない者が本競争に参加を希望される場合は、本案件申請書類の提出期限の日までに、登録に必要な書類を提出して頂きます。必要書類の詳細については、当社ウェブサイト(以下URL参照)をご覧ください。 (https://www.naa.jp/jp/pinfo/gyosha/sinsa.html)</p> <p>(5) 単体企業であること。</p> <p>(6) 単体企業は、当社への登録が「受変電設備工事」の場合は、「電気工事」の総合評定値(P)が950点以上であること。また、当社への登録が「電気設備工事」の場合は、「電気工事」の総合評定値(P)が1,250点以上であること。</p> <p>(7) 施工実績 電圧6kV以上における非常用発電機設備の新設または更新工事(部品交換等の部分更新を除く)について、元請または1次下請として過去15年(2009年1月以降)の間に完工した実績を有すること。また、共同企業体の構成員としての実績は、当社発注以外のものは、甲型共同企業体にあつては出資比率20%以上のもの、乙型共同企業体にあつては工区ごとの分担工事額が20%以上のものに限ります。</p> <p>(8) 技術者条件 設計業務においては特段の要件を設けないが、管理技術者と照査技術者は工事における技術者との兼務を不可とする。工事業務においては、建設業法で定める主任(監理)技術者(電気)の資格を有する者が、専任で配置可能であること。但し、監理技術者に関し、これを補佐する監理技術者補佐を専任で配置する場合は複数現場の兼任を認める。</p>
---	--

